

令和7年第8回定例会会議録

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|---------|-----------|--------|
| 招集年月日 | 令和7年9月17日（水曜日） | | | |
| 招集場所 | 伊江村議会議事堂 | | | |
| 開会 | 9月17日 10時00分 渡久地政雄議長宣言 | | | |
| 散会 | 9月17日 14時45分 渡久地政雄議長宣言 | | | |
| 出席議員 (応招議員) | 1 | 渡久地政雄議員 | 7 | 島袋勉議員 |
| | 2 | 知念邦夫議員 | 8 | 島袋義範議員 |
| | 3 | 宮城弘和議員 | 9 | 亀里敏郎議員 |
| | 5 | 虻江修議員 | 11 | 内間広樹議員 |
| | 6 | 並里晴男議員 | | |
| 欠席議員 | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 山城直也君 主事 島袋海矢君 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 村長 | 名城政英君 | 副村長 | 内間常喜君 |
| | 教育長 | 比嘉悟君 | 総務課長 | 島袋英樹君 |
| | 福祉課長 | 島袋裕次君 | 住民課長 | 平敷兼清君 |
| | 会計管理者 | 玉城睦美君 | 農林水産課長 | 浦崎悟君 |
| | 企画課長 | 新保礼人君 | 建設課長 | 西江忍君 |
| | 建設課参事 | 知念利次君 | 教育行政課長 | 新城米広君 |
| | 商工観光課長 | 金城幸人君 | 公営企業課長 | 玉城正朝君 |
| | 医療保健課長 | 万寿祥久君 | 農業委員会事務局長 | 知念浩司君 |
| | 総務課長補佐 | 古堅裕喜君 | | |
| 議事日程及び会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

令和7年第8回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月17日（水）午前10時00分 開会

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名（3番 宮城弘和議員・5番 虹江 修議員） |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 議長の諸般の報告 |
| 第4 | | 村長の行政報告 |
| 第5 | | 一般質問（5人） |
| 第6 | 報告第12号 | 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について |
| 第7 | 報告第13号 | 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 第8 | 議案第62号 | 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 議案第63号 | 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10 | 議案第68号 | 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまより、令和7年第8回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 宮城弘和議員、5番 虹江 修を指名します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、3日間に決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのとおり提出されています。

次に、私の主な出張等について、報告をします。

8月26日、令和7年度北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会及び懇親会が名桜大学で開催され、出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

おはようございます。令和7年第8回伊江村議会定例会を招集しましたところ、御出席を賜り感謝を申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。

1点目に、令和7年産「葉たばこの販売実績」について、御報告をさせていただきます。令和7年産の葉たばこの買い入れが8月1日金曜日から8月18日月曜日までの11日間、「伊江葉たばこ取扱所」で行われました。今期取扱量は、対前年度比68トン増の424.5トン、1キロ当たり代金では、7円増の1,970円、10アル当たりの単収については、44キログラム増の250キログラムの実績となりました。また、販売金額が、対前年度比1億3,684万円の増で8億3,647万円となり、生産量、販売金額ともに增收増益となりました。気象災害等の影響が少なく、耕作者皆さんの日々の肥培管理の努力が実を結ぶ結果となりました。

2点目に、緑十字機不時着80年記念大会の出席について。8月20日(水)、静岡県磐田市の市制施行20周年記念冠事業として、緑十字機不時着80年記念大会が磐田市市民文化会館「かたりあ」で開催され、戦後80年事業の一環として「伊江島緑十字機を語る会」の渡久地政雄会長を含む9人で出席をさせていただきました。

た。緑十字機に関わりのある自治体、4市1村のうち、磐田市、それから浜松市、伊江村の首長及び関係者を含め、会場には約700人が来場し、緑十字機海中探査状況報告や基調講演など様々なイベントが催され、2市1村による「戦後平和発祥の地宣言」を行い、恒久平和を願いました。記念大会の開催にあたり、草地博昭磐田市長、鈴木裕司記念大会の実行委員長、緑十字機不時着を語り継ぐ会の中田智久会長をはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

3点目に、伊江村畜産共進会の開催について。令和7年8月22日（金）、伊江家畜市場において、第54回伊江村畜産共進会が開催されました。各区から選抜された優良牛43頭が出品され、沖縄県北部家畜保健衛生所をはじめ5人の審査員による審査が行われました。各部門の成績については、お手元に配布した資料の御確認をお願いいたします。各部門において入賞された畜主の皆さまにおかれましては、日頃の徹底した飼養管理と御努力の賜物であり、心からお祝いと感謝を申し上げる次第でございます。また、若雌1類・2類部門において、上位入賞された各3頭は、9月26日に開催される第49回北部地区畜産共進会へ本村代表牛として、出品いたしますので、引き続き議員各位におかれましては、出品畜主への激励をお願い申し上げます。

4点目に、映画「木の上の軍隊」特別上映会について。映画「木の上の軍隊」の特別上映会が8月30日、31日の両日、伊江島はにくすにホールで開かれ、2日間で542人が鑑賞いたしました。30日の上映会終了後には、平一紘（たいら かずひろ）監督と、与那嶺幸一（よなみね こういち）役の、津波竜斗（つは りゅうと）さんが、サプライズゲストとして登場し、来場者からの質問に答えておりました。

5点目に、島らっきょう栽培講習会の開催について。9月9日（火）農村環境改善センターホールにおきまして、「島らっきょう栽培講習会」を開催いたしました。会場には生産者42人が参加され、沖縄県農業改良普及課や、沖縄共同青果株式会社が講師となり、「基本栽培技術と安定出荷に向けた対策」や「流通の現状」などの説明がありました。さらに、仲卸業者1社を招き「定時・定量・定品質」の重要性などについて意見交換があり、拠点産地として、消費者からの信頼を高め、伊江島産の島らっきょうのブランド力の向上を図る上でも、最も重要な取組となりました。

6点目に、本部警察署「伊江駐在所の開所式」について。9月9日火曜日に、本部警察署の伊江駐在所の開所式が開催され、出席をいたしました。伊江駐在所は、昭和42年に「伊江警部補派出所」として、現在の場所へ竣工移転し、今年で58年目を迎え、本施設は3代目の駐在所となります。駐在所は、地域の安全を守る要として、村民の安心の拠り所となる重要な施設であります。新しい駐在所が、地域と警察をつなぐ「架け橋」となり、より一層の信頼関係が築かれ、事件、事故のない住みよい村づくりにつながるよう祈念をいたします。

7点目に、令和7年度の沖縄県町村会「町村長視察研修会」の参加について。今年は、沖縄県・ハワイ州姉妹提携40周年並びに沖縄移民125周年という記念すべき節目にあたることから、8月28日から9月2日までの間、沖縄県の町村会視察研修の位置づけとして、沖縄県知事をはじめ県内39の市町村長が参加して、姉妹提携40周年記念式典や、移民125周年オキナワフェスティバルへ参加し、交流を図ることができました。ハワイのウチナーンチュ・コミュニティの発展に尽力され、沖縄文化の継承と振興に貢献されているウチナーンチュに深く感動いたしました。また、川平区の玉城譲さんの娘「ゆいか」さんが、地元の方と結婚され、お子さんお二人と一緒に会うことができました。さらに玉城亀夫先生の孫で、本村で伊江小学校で教員をされておりました金城アキさん、現在ハワイの日本語学校の教師として勤めております。金城アキさんにも、わざわざ来ていただいて、お会いすることができ、大変有意義な研修会となりました。

8点目に、建設事業の執行状況報告について。令和7年8月18日の臨時会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、業務4件、工事2件、備品購入1件、計7件を執行いたしましたので報告いたします。

9点目に、児童生徒の活躍状況につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりであります。後ほど、御覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

10点目に、生塩睦子先生の「沖縄県しまくとうば普及功労者表彰」について、御報告をいたします。沖縄県が主催する「第12回しまくとうば県民大会」が9月14日日曜日に、西原町町民交流センター・さわふじ未来ホールにおいて開催されました。しまくとうばの普及などに長年にわたり貢献したとして、伊江村の名誉村民である生塩睦子先生が、沖縄県より表彰されております。先生には都合で授賞式には参加できませんでしたので、代わりに比嘉教育長が出席をして、代理受賞をしてまいっております。御存じのとおり生塩睦子先生には、昭和40年から今日までの60年間、広島県と伊江村を行き来しながら、イージマグチの聞き取り調査を重ね、「伊江島の方言辞典」や「イージマグチかるた」「絵本伊江島の民話」など数々の書籍を刊行し、伊江島方言に係る多大な研究成果を認められております。永年にわたる生塩先生の研究成果と御貢献に対し、衷心より感謝を申し上げるとともに、先生のますますの御多幸と御活躍を祈念申し上げ、表彰の報告とさせていただきます。

以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

休憩します。

(休憩時刻10時12分)

再開します。

(再開時刻10時13分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 島袋義範議員の登壇を許します。 8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

通告に基づきまして、2点の一般質問を行いたいと思います。

1. 村花木の「サルスベリ」を街路樹や公共施設で増植してはどうか。ということであります。

本村では昭和60年2月、今から40年前になりますけれども、「伊江村の木・花・花木」を選定し、木はガズィマール、花はテッポウユリ、花木はサルスベリと定めました。村木でもあるガズィマールは去る大戦において焼失したとはいえ、まだまだ各屋敷防風林や公園等の広場で植栽されております。近年では、「木の上の軍隊」の中でも映像として取り上げられております。

テッポウユリは、農業用水を少量でも栽培できることや、村の「農業複合経営対策事業」の花卉栽培のスタートの作目として導入され、昭和54年頃から平成2、3年頃まで生産されておりましたけれども、外国産に押され、今日では換金作目としては、かなり少なくなりました。平成7年にリリーフィールド公園が整備され、翌年の平成8年から「ゆり祭り」が開催され、村内外から多くの来場者が訪れ、本村の大きな観光資源となっております。

しかしながら村木・村花に比べると、村花木であるサルスベリは公共施設の中で少ないような気がします。花の少ない夏場でも二、三か月間も花を咲かせて、フラワーアイランドの一役にもなると考えております。サルスベリは村花木としての認知度も低いような気がしております。そこで次の点について、村長の考えをお伺いします。

(1) サルスベリを各家庭へ普及すると同時に、公共施設へ増植することについて。(2) 村の苗畑でのサルスベリの保有及び直近3年間の配布状況はどうか。

2. 伊江村総合体育館「サウナ施設」の年間会員制度についてお伺いします。

伊江村総合体育館の「サウナ施設」1回の使用料は、非会員1,200円、会員は600円となっておりますが、サウナを頻繁に御利用されている村民から、回数券による割引や年間会員制を設けて料金をもっと安くできないかとの要望が出ております。例えば、会員が月10回入るとした場合、月6,000円で、年間7万2,000円にもなります。もう少し安い料金でサウナを楽しみ、健康維持ができないものかと考えます。利用者の中には一回で多額の料金を払うより、毎回600円を払うほうが利用しやすいと考える方もおられると思いますので、支払い方法は個人個人に選択させるとして、新たな利用料金制度を設けることができないか。次の点について村長の考えをお伺いします。

記 (1) 回数券割引や年間会員制度の考えはないか。(2) 利用者実人数は何人か(男女別)、(3) 年間の延べ利用人数はどうなっていますか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○村長 名 城 政 英 君

それでは、島袋義範議員の御質問にお答えさせていただきます。1点目についての「サルスベリ」の件につきましては村長から、2点目については、総合体育館を管轄している教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1点目の「村花木の「サルスベリ」を街路樹や公共施設で増植してはどうか」について、お答えさせていただきます。

本村では、昭和60年2月に、「伊江村の村木・村花木・村花」を制定し、平成22年3月の改正により村の花木に「ハイビスカス」を追加をしております。議員お説の通り、村木、村花であるガズィマール、テッポウユリは、様々な形で、観光資源としての有効活用が図られております。しかしながら、平成22年に新たに村花木として指定された「ハイビスカス」等と比較して、「サルスベリ」は管理の手間や品種の少なさ、村民の嗜好の多様化等から村内での植栽は減少している状況が見受けられます。

1つ目の「サルスベリを各家庭へ普及すると同時に公共施設へ増植することについて」にお答えさせていただきます。

各家庭への普及については、毎年開催している防風林の日、植樹祭やチューパンジャまつりなどにおいて、サルスベリを無料配布することや、村広報誌を活用し、村苗畠で生産販売していることの周知に努めてまいりたいと思います。また、公共施設への増植につきましては、それぞれの施設特性に配慮し、維持管理面や安全面、景観性に留意しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

2つ目の「村の苗畠でのサルスベリの保有及び直近3年間の配布状況」についての質問にお答えいたします。

現在、村の苗畠では、リュウキュウコクタンやテリハボクなど数多くの樹種の育成、販売を行っており、赤土流出対策であるベチバー等については、一部無料配布を行っているところであります。御質問の「サルスベリ」の在庫保有数につきましては、現在906本であり、直近3年間での販売実績は、令和6年度に40本、令和5年度に0本、令和4年度に0本となっております。

一般的に、村花・村木等の制定は、地域に根差したシンボルを通じて、住民の連帯感を高め、地元の特色を表現し、地域の一体感を育むこと等が目的とされていることから、役場職員を含め広く村民が愛着を持って認知、共有できる花木となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1点目についての答弁とさせていただきます。2点目、教育長から答弁をさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 比嘉 悟君。

○ 教育長 比 嘉 悟 君

2点目の「伊江村総合体育館「サウナ施設」の年間会員制度について」にお答えします。

村総合体育館のサウナ利用について、現在、サウナ利用者の皆様には、都度払い方式を採用しており、村内的一般利用価格は1回、1,200円で利用でき、総合型スポーツクラブ会員の方は、特別価格の1回600円でお得に御利用いただいております。

なお、答弁につきましては、順番は逆になりますが、2つ目及び3つ目をお答えした後に、1つ目を答弁させていただきます。

先ず、2つ目の「利用実人数は何人か（男女別）」にお答えします。サウナ利用者の実人数は、令和6年度で1回でも利用したことがある方は、男性が104人、女性が42人、合計146人でございます。

3つ目の「年間の延べ利用人数はどうなっていますか」にお答えいたします。サウナ利用者の年間の延べ利用人数は、供用開始の令和4年度は595人、令和5年度868人、令和6年度1,361人となっており、年々利用人数は増加傾向にあります。

最後に、1つ目の「回数券割引や年間会員制度の考えはないか」にお答えします。回数券割引や年間会員制度等を導入する場合、利用実態に応じた料金体系の適正な受益者負担の確保、さらには券種発行に係る事務コスト、不正利用防止といった課題がございます。しかしながら、議員お説のとおり、回数券や年間会員制度等を導入することにより、毎日施設を利用される村民の利便性向上や、運動とサウナ効果による健康増進及び運動施設の継続的な利用促進につながる可能性がございます。これらの点を踏まえ、利用者のニーズの把握、近隣自治体や他施設での事例調査を行いながら、本村に適した制度の実現に向けて取り組んでまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

答弁をお伺いしました。1点目の「サルスベリ」についてお伺いしますけれども、このサルスベリの増殖については、令和2年12月定例会においても、並里議員から一般質問が出されております。そのとき村長は、当時は前の村長だと思いますけれども、現在では村の公共施設及び住宅から姿を消しつつある。今後については関係団体の意見も聴取しながら進めていきたいという答弁をされています。質問の趣旨である増殖については、何か対策がとられたような気配はその後はありません。ということで、今回私も質問をさせていただいております。今回の答弁においては、チューパンジャまつり、あるいは植樹祭において無料配布をし、増植をしたいという答弁がありますので、その点については、以前の答弁よりも前に進んだということで評価をさせていただきたいと思います。

ただし、このチューパンジャまつり等で配布する場合に、なぜサルスベリを無料配布するのか。ちゃんと村民に周知する必要があると思います。例えば、配布するテントの前に「村花木であるサルスベリを植えましょう」とか、そういう趣旨の、なぜ無料配布をするのかを村民に分かるようにしてもらわないといけないと私は思っています。今、答弁にもございましたけれども、役場の職員も含めてというふうになっていましたけれども、今若い役場の職員で、村花木がサルスベリであるということが分からぬ人が、私は半数以上いると思います。私聞いたんです「何か分かるか」と、「分からぬ」という。村花、村木については、ユリ、ガズィマールについては分かるけれども、サルスベリやハイビスカスが村花木になっているということを知らない役場職員の方がいらっしゃるんです。その辺村長、どう思いますか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

職員への周知、身近な足元のほうから、しっかりと周知を図るべきじゃないかという御意見だと認識をしております。役場職員の若返りも著しくて、村出身だけではなくて、村外から採用された若い職員もおります。そういったときに、若手の職員に対してオリエンテーションであったり、役場の服務規程であったり、条例だったり、そういったお話はするわけなんですが、なかなかこの村花木としか、村花とか、そういったものに対する説明が不足している部分もあったりしますし、議員がおっしゃるように、まつりであるとか、そういった時にしっかりとその理屈というか、なぜそういうふうに配っていくのか。そしてこの木がどういった意味を持つのかという部分の周知については、少し不足している部分もあるのかと思っているところです。この採用したての方々に対してはこのオリエンテーションも含めて、去年は私、朝一緒に研修会を個人的にして、イーハッチャー（進取の気性）であったり、村の三役であったり、議員の皆さんであったり、そういった方々の写真を添えて紹介をしたりとかということもしてはいるんですが、村の花木とか、村花とか、そういったものに関してはちょっと不足していたといいますか。もう少し踏み込んで説明をしていく必要もあるのかということと。今いる職員に対してもそういったものの周知について、しっかりとやっていく必要はあるのかと、今認識しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

公共施設において少ないということを申し上げましたけれども、ミースィ公園の後ろのほうにサルスベリがあります。舞台の後ろのほうに、あれは見てもすばらしいです。夏場の花の少ない時期にサルスベリの花があるということは、村民の皆さんからも「向こうは上等である」と言われています。ただし、3学校にサルスベリありますか。伊江小は見ていないんだけれども、ないと思うんだけれども、あまり見当たらないんです。学校では。その辺、教育の観点からも、村を知るという意味からも各学校にも、村木であるガズィマールはあると思います。ユリについてはその時期に植えればあると思いますけれども、ハイビスカスはあるかもしれないけれども、花木サルスベリはないような気がするんですけども、村長その辺どうなっています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時29分)

再開します。

(再開時刻10時29分)

教育長 比嘉 悟君。

○ 教育長 比 嘉 悟 君

私以前、伊江小の校長でしたものですから、伊江小のことはお答えできるんですけども、前庭のほうにサルスベリは1本あると思います。ただ西小、伊江中のことに関しては把握していませんので、ただ先ほど、村長からも答弁あったとおり、学校の公共施設しかも、村の花木であるサルスベリについては、やはり子供たちもしっかりと認識していく必要があると思いますので、確認の上、植え付けとか、そういったことに関しては検討していきたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

そういうものは、先ほど副村長からの答弁にもありましたけれども、子供たちの時代から、そういうのは

島のこれはこれで、城山の高さは172メートルありますよというのと同じで、村のあれがどういうものなのかなというのは、子供の時代から教えていかないと大きくなつてから勉強しようとしてもだめなんです。ぜひ学校のほうでも、サルスベリを何本か植えていただきたい、夏場の花にしていただきたいという希望を申し上げます。

それと村長は御存じかどうか分からぬけれども、このサルスベリのことを、昔の人が何と言つてゐたか分かりますか。

○議長 渡久地 政雄君

副村長 内間常喜君。

○副村長 内間常喜君

すみません。私のほうから答えましょうね。シマグチの話ですよね、「ティアバナ」ですよね。照太寺周辺に戦前はあったということで伺つておりまして、様々な縁起担ぎもあつたりとか、いろいろすると思うんですが、方言辞典にはちょっとネガティブな部分も記載されてたりとかしまして、村民が家庭でどう植えていくかという部分も、いろいろと考えたりするところもあるのかと思います。

○議長 渡久地 政雄君

8番 島袋義範議員。

○8番 島袋義範議員

さすが副村長、私も西崎で生まれましたけれども、小さい頃おばあちゃんが「ティアバナ」と言つていました。7月花、夏の花ということで「7月花」と言つたり「ティアバナ」と言つていました。二、三日前に照太寺にあるのかと思って行きました。入口の両サイドにサルスベリが植えられていて、昔は境内の奥のほうにもサルスベリいっぱいでした、私が小さい頃は。今は中の方は少ない気がするけど、入り口はちゃんと両サイドに植えられています。そういうことでサルスベリと言つていました。それで村長、私のほうから一つの提案ですけれども、村木であるサルスベリを1家、1本ずつ増殖しましょうという、そういうのを提唱して村民の多くに植えていただきたいということを、ぜひ実現していただきたいということを希望を申し上げて1点目は終わります。

次に2点目の、伊江村総合体育館の「サウナ施設」の年間会員制度について、お伺いいたします。恥ずかしい話でございますけれども、この年になつて初めてプールに、水の中に入りました。そしてサウナも一度でしたけれども、経験させていただきました。陸上のほうでウォーキングといいますか、散歩するよりも足をけがしたとか、そういう人にとっては水中ウォーキング、足腰に負担をかけずに運動ができるということで勧められて私も行きましたけれども、利用してよかつたと本当に思つてます。より多くの方に水中ウォーキングを勧めたいと今は思つてます。この年になつて初めてそういう考えをしました。

そして、サウナにも一度入らせていただきましたけれども、そこで利用されている方々、Aさんは月に17回から18回入っている方がいらっしゃいます。年間幾ら払っているかという12万円余り払っています。Bさんは月に12回から13回で約9万円余り払っているということでした。Cさんは月に9回から10回で7万円ぐらいは払っているんじやないかということでありました。そこでゴルフ場、あるいはパークゴルフ場でも、スタンプカードといいますか、そういうのがあって何回すると1回は割引がありますとか、そういうのもありますよね。それさえもないということなんです。そういうことで、多く利用してもらっている方々に、より還元するといいますか、月1回とか、2回とか使つてゐる人には関係ないんです。600円払おうが、1,200円払おうが、そんなに負担にならないんです。それと毎日グマジニ（小銭）探すのが大変だということなんです。1,000円持つてもいいと思うんだけれども、そういうことで最低でも回数券といいますか。例えば10回とか、20回分一回で払つてするとか。そういうことでもできればと、面倒ではないがなということ

をお話をされておりました。答弁を見るといろいろと課題があると言われていますけれども、この課題というのはどの辺なのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

サウナを利用して、18回とか多い回数をやっていただいている方には本当に感謝しております。議員から回数券、または年間費制度等でやる、そういうサービスを新たにやるに至っての課題は何であるかという御質問でございますが、まず回数券等にした場合、その回数券を作らなければいけないということで、それをこちらの施設の職員が紙で新たにつくらなければいけない。そしてさらにそれを切る作業もございます。プリントすること、そして切ること。それもまず一つ事務作業が増えるということでの一つの課題ではございますが、それよりも一番困るのは利用者にこの回数券を渡した後に、これを持ってきたときに何回利用したのかというカウントが、なかなか難しいということと。またこの回数券をなくされた場合、ほかの方がこの回数券を拾って持ってこられると、なりすましといいますか、金は払っていないのにこの回数券を利用する事になるということもあります。そういうことで、施設側でも何回この方が利用している。利用した方も何回利用しているということで、しっかりとその回数を確認できればいいんですけども、それがなかなかやりづらいというところもございまして、そういう回数券はちょっと難しいかということで考えております。ですが、先ほど議員がおっしゃられたスタンプカード、ゴルフ場などで使用しているスタンプカードの方式については、こちらのほうでもそれは可能かもしれないということで、今言ったなりすましもやりにくい。1つのカードを6,000円で発行をして、それを持ってきてもらったら、施設の職員がスタンプを押していくと。これを10回やつたら1つのカードが終わりますという形で、そういうことで今言った課題というのは、カード方式にしたらある程度はクリアできてくるのかということで、今のところ考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

私が今回、提案しています年間会員制度、あるいは回数券、割引制度については、今のところ難しいという答弁だと思います。それで先ほど出ていたスタンプカード方式、先ほど言ったゴルフ場で使っている。あいう方法については、ぜひまず最初に、私が言っている年間会員制度とか、そういうのができないにしても、会員のスタンプカード方式から進めていただくことはどんなですか。何月頃からやるとか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

こちらのほうでも、回数券の方式はできないかというのも検討しましたし、年間費制度もできないかということで、内部で議論はしております。先ほど、議員からもお話がありました年間費としますと、月10回とかそういうふうにすると7万2,000円という、結構高額な金額になります。そうなるとなかなか、村民がそれを購入できるかという部分もございますので、ニーズ調査をしっかりと行った上で検討していきたいということでの内部での話もございました。ですが先ほどありましたとおり、スタンプ方式に関しては、こちらのほうでもクリアできる内容ではないかということで、1枚を会員の方へ6,000円で販売をして、それを10回まで利用できるような方法を進めていくということを今、考えているところです。時期についての御質問でございますが、一応12月頃に、全体に例えば条例等の改正が必要であれば上程をして、来年度からの

スタートができたらということで今のところ考えておりますが、いろいろ内部で調整もございます。そこで何かしらもしトラブル等、何か考えられることはあれば、少し遅れる可能性もございますが、前向きに検討をして来年度の4月からスタートができたらということで考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

会員制度とか、回数券制度については、条例改正が必要かもしないけれども、スタンプカードというの、運用の面でできないかと私は思うんですけれども、そのあたり副村長どんなですか。スタンプカードをつくって、10回で1回とかを割引にするとか。そういうこれまででも条例で変更しないといけないのか。その辺をどういうふうに理解するのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

利活用を促進するというのは、とても大事なことですし、こういったサウナを利用しながら、例えばプールで歩け歩けもしてみようかとか、ちょっとだけでもウエイトトレーニング、何かに発展していって健康づくりが進めば、これはすばらしいことだと思いますので、その利用促進を図るべきだと思っております。

教育行政課長のほうからは4月というふうに申し上げておりますが、なるべく早くとは思っておりますが、条例改正も今日各等で料金改正をして、まだ間もないですから、その辺も見据えながら例えば10回押したら、1回は例えばタダになるとか。そういう何か特典みたいなものも、もしかしたらあってもいいのかもしれません、その辺も誰がじゃあその減免を許可するのかという部分も、条例や規則をしっかりと検証して進めていければと思っていますし、議員がおっしゃるように運用ができるかもしれませんので、その場合はまた早めに取り組めるのかもしれませんので、この辺を中身を検証させていただければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

先ほど、教育行政課長の答弁の中で、ニーズ調査を実施しますと答弁がありましたけれども、これをぜひ実施していただいて、サウナを利用する効能といいますか。ある人は血圧が不安定だったと、サウナに入ったら血圧がよくなっているという人もお一人いらっしゃるんです。これは個人的な感想だと思うんだけども、医学的な効能はないと思いますけれども、そういう方々もいらっしゃいますし、村民の皆さんに週1回ぐらいは「サウナはいかが」ということで、健康増進の意味からも、これでお腹を減らすとか体重を減らすとかというのはできないかもしれませんけれども、サウナに入ることによって、私も1回しか経験していないけれども、なんか出た時期に「軽くなったな」という感じはするんです。やはり入ってみないと、経験してみないと分からぬこともありますので、ぜひ多くの皆さんに周知「サウナに入りましょう」ということを広報あたりでも呼びかけていただきたいと思います。

今回のこの主要施策の成果説明、私見せてもらいました。答弁にもありましたけれども、去年の868人延べ人数が、1,361人と多くなっている。これは現場の係員の皆さんのがんばりを評価したいと私は思っていますので、もっともっと多くの方々に来ていただきたいと。夏場は少なくて、冬場に多くなるという話でした。私もまた冬場に行ってみたいと思うんだけども、これからいろんな機会を通じて、このプールもそうですが、サウナも村民の皆さんにPRしていただきたいと、健康のためによくなると思います。プールもサウナも。そういうことですので、ぜひ村民の皆さんにもプールを進めていただきたいと思います。

1点目のサウナ料金については、多く利用されている皆さんから、料金的なサービスができないかということで、今回一般質問もさせていただいております。ぜひ先ほど答弁にもあったように、来年度あたりに年間会員カードかどうか、回数券か、実施できるように、また課題をクリアしていただいて、内部で検討していただいて、ぜひ実現できるようにお願いしたいと思います。

2点目のサルスベリについては、答弁のほうで、イベントを通じて村民にPRをしていくということを答弁されていますので、ぜひ検討じゃなくて、検討はしないのと一緒に言われているから、そういうことじゃなくて、ぜひ実施していただきて、公共施設特に私は学校だと思っているんです、今回。子どもの時代から「村花、村木、村花木」を言って教えるのではなくて、そこに植えて教えればいいわけだから、そういうことをぜひ実施していただきたいということで、それぞれ希望を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで8番 島袋義範議員の一般質問を終わります。

次に、2番 知念邦夫議員の登壇を許します。2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知念邦夫議員

通告に基づきまして、1件の一般質問を行います。

1. 件名 県営かんがい排水事業（伊江西部地区）の進捗状況等について。本事業は、伊江西部土地改良区内の整備工事で、令和元年に事業が採択され、令和2年に実施設計、5年間かけて工事を行い、令和7年度に完了予定と当時の説明がありました。

本事業が完成すると、伊江土地改良区に統合予定となっております。現在の当地区は、昭和55年に設立された「伊江西部かん水組合」として、当組合員の賦課金により農業用水の管理の運営がなされており、これまで賦課金の未納がなく、優良に経営がなされております。しかし、伊江土地改良区へ統合されるまでの期間は、組合員の賦課金は据置き、余剰金で運営管理を行う予定ですが、本整備事業が遅れた場合には、余剰金での運営が厳しい状況があります。そこで、次の点についてお伺いします。

1. 県営かんがい排水事業（伊江西部地区）の進捗状況及び完了予定は。
2. 伊江土地改良区へ統合するまでの間、伊江西部かん水組合への運営助成はできないか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

知念邦夫議員の「県営かんがい排水事業（伊江西部地区）の進捗状況等について」お答えさせていただきます。

伊江西部地区は、昭和47年に県営畠地総合土地改良事業によって基盤整備事業が開始され、昭和52年に整備が完了いたしました。また、昭和55年に本地区の管理運営を目的とした伊江西部かん水組合が設立され、後に県営かんがい排水事業や国営地下ダム事業を導入する契機となりました。

本組合は、県内でも先駆けて「水あり農業」を開始し、独自の賦課金設定と徴収による自立的な組織運営の先駆者として、村農業の伸張発展に大きく貢献されていることは、組合員皆様の惜しみない努力の賜物であり敬意と感謝を申し上げます。

1つ目の「県営かんがい排水事業（伊江西部地区）の進捗状況及び完了予定は」についてお答えいたします。

県営かんがい排水事業（伊江西部地区）の工事内容は、管路工16.5キロメートル、給水栓が611基、圃場内の既存スプリンクラー基礎の撤去工となっており、現在までの進捗率は、管路工が82%、13.5キロメートルを完了しております。給水栓については、ボックスの設置が88%、586基ですが、ボックス内の自

動弁は今年度中に36基、設置予定となっております。事業の完了予定につきましては、議員お説のとおり、当初計画時においては、令和2年度に事業着手、令和7年度に事業を完了しその後、西部かん水組合は伊江土地改良区へ編入される予定でありました。しかしながら、県においても限りある予算の範囲内で事業を実施していることから、事業完了を令和11年度までの4年間延長せざるを得ない状況であると確認をしております。

2つ目の「伊江土地改良区へ統合するまでの間、伊江西部かん水組合への運営助成はできないか」についてお答えをいたします。

村では、伊江西部かん水組合へ毎年45万円の運営補助金を交付しており、かん水組合では、受益農家からの賦課金等の収入と合わせて、電気代等の維持管理費を捻出していると承知しております。一方、県営かんがい排水事業（伊江西部地区）の事業期間の延長及び近年の電気代高騰などの影響から、積立金を繰り入れる厳しい運営状況であることは十分に理解をしております。今後につきましては、伊江西部かん水組合の直近の収支状況を確認し、前向きに検討をしていきたいと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時56分)

再開します。

(再開時刻11時10分)

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

ただいま答弁で、令和7年から令和11年へ延びるということでありましたが、令和6年度の説明資料で、寺前加圧場、浄水場の工事に係ることで意見をお伺いしたいんですけども、この中で加圧ポンプ、酸素を誘導電動機、圧力タンク及びコンプレッサー、高圧受電の盤ということで、ほとんどファームポンドの中の電圧、電気関係の工事だと思いますけれども、その中で現在、ファームポンドの水位が下がるとスイッチが入り、それから上限になるとスイッチが切れるという、名前は知らないんですけども、フロートスイッチみたいな仕組みのスイッチが壊れていると聞いているんですけども、その工事は含まれているのでしょうか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

寺前ファームポンドと寺前1号溜池、寺前2号溜池の用水ポンプの工事は、また県営事業の農業水路と長寿命化対策事業、寺前地区という事業で実施をしております。今議員のお説のとおり、本来であれば寺前ファームポンドの水位が下がれば、その下がったものをセンサーが察知をして、寺前1号ファームポンドから自動で機械が判別をして、水を送るというシステムになっておりますが、それが今故障をしていて、人で確認をしてスイッチを入れたり、切ったりしているという状況でございます。これらの修繕についても、先ほど申しました県営事業で、今年度中、令和7年度中に工事が完了する予定となっておりますので、本来のあるべき自動で揚水を行う寺前2号から1号への揚水、そして寺前1号から寺前ファームポンドへの自動での揚水というシステムも改修完了、今年度する予定でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

はい、分かりました。実際に今、手動で行っていると伺ったんですけども、やはり下限まで下がっても、

給水ポンプが動かなくて、給水できなかつたりする。それからタンクの上限になつても止まらなくて、池の水がオーバーフローしてしまう。そういうことも考えられるので、早急に対応していただくようお願ひしたいと思います。

それと答弁書で、現在給水栓66基中、36基を整備予定とあるんですけれども、あの資料にあります各色で示している地区的その給水栓の場所ができると、地域別に給水ができるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長 渡久地 政雄君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○農林水産課長 浦崎 悟君

手元にその資料がないんですが、36基を今回設置をして、次年度400基程度、中の自動弁を設置する予定ではありますが、分散して設置するのではなくて、エリア、エリアで給水栓を設置していって、部分的に一時供用開始という形に、エリアごとになっていくと承知をしております。

○議長 渡久地 政雄君

2番 知念邦夫議員。

○2番 知念邦夫議員

分かりました。そうですね、給水が早くできるよう、受益者の方も期待していると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから2点目の、統合までの助成金はできないのかと。答弁書にあるように、毎年45万円を運営補助金を頂いております。それと今ありましたように、受益者の賦課金等、それから今まで積み立てていたのは、ファームポンドの賃貸料、それから改良区内にノニを栽植していくまで、ノニの販売料であったりとか、保全作業そういうのが積み重ねで、余剰金を積み立ててまいりました。統合するということで、令和7年度までに貯めたお金は、やはり歴史を残すために、うちの組合員の皆さんにぜひ記念誌をつくってもらいたいという要望もありまして、記念誌の作成に大分、お金が出てしまって、それで厳しくなっている状態もあります。それでどうにか、頑張っていきたいと思いますので、答弁書にもありますように、前向きに検討しますとありますので、ぜひ実現できるようにお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 渡久地 政雄君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○農林水産課長 浦崎 悟君

最後に、私のほうから申し上げます。今おっしゃられたように私も40周年記念誌の質問をいただいてから、いま一度、目を通させていただきまして、その歴史とか組合員、歴代の組合長の大変さを身にしみて感じたところであります。当時、記念誌を発行するときには、令和7年度統合するという想定で取り崩しを行つたと思いますので、今このような状況になっていると承知をしております。

またノニの先ほどお話もありましたが、昨年発生したセグロウリミバエの発生の対策で、今年度はノニの木を剪定して収穫しないので、その収入の減少もあると伺っております。また物価高騰も御承知のとおり進んでおり、修繕費なども高騰していると承知をしております。どのタイミングでどのぐらいの補助金を、また新たに設けるのかというのは、かん水組合としっかりと丁寧に相談をさせていただきながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長 渡久地 政雄君

これで2番 知念邦夫議員の一般質問を終わります。

次に、3番 宮城弘和議員の登壇を許します。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

通告に基づき、1件の一般質問を行います。

1. 学校給食の栄養素摂取量の改善に向けて取り組むことはできないか。

給食センターにおいては、児童生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で栄養バランスや量を考慮した、おいしい給食を日々提供しており、評価するものであります。

また、本年度より物価高騰下の社会情勢を踏まえ、給食費の増額改定や、沖縄県の中学校給食費半額補助に伴い、幼稚園、小中学校の給食の無償化の実施など、保護者負担の軽減が図られております。

新聞報道によると、県内市町村の公立小中学校の給食栄養素摂取状況調査で、国の摂取基準を満たしている中学校はゼロで、小学校は、北大東村のみとのことであります。国のエネルギー摂取基準量が、小学校基準（8歳～9歳）は650キロカロリーで、県平均摂取量は536.1キロカロリー、村の摂取量は487.2キロカロリーで、中学校は国の摂取基準量が830キロカロリーに対し、県の平均摂取量が655.9キロカロリー、村の摂取量は559.8キロカロリーで、小中学校とも県平均を下回っている状況であります。

報道の教育委員会へのアンケートで「今後も物価高騰は続くと思われ、本年度の栄養素確保も未知数で容易ではない」との回答がなされています。成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活で、適切な栄養の摂取は、健康な心身を育むために欠かせないものであります。栄養バランスのとれた豊かな給食を提供することにより、健康の増進、体位の向上が図られることから、栄養素摂取基準量の確保は重要であると考えます。

今後、給食の栄養素摂取量の改善に向けた取り組みをどのように進めていく考えなのか。見解を伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 比嘉 悟君。

○ 教育長 比 嘉 悟 君

宮城弘和議員の「学校給食の栄養素摂取量の改善に向けて取り組むことはできないか」にお答えいたします。

学校給食は、児童生徒の発育に必要なエネルギーと各種栄養素の摂取について、文科省が定める学校給食摂取基準に基づき、栄養管理をすることが重要であると認識しております。本村でもこの基準を満たしつつ、子ども達の好む味覚や食感等を考慮して献立の作成を行っております。

新聞報道による摂取量が満たないという数量は、令和5年度の各市町村で提供した残量調査で算出された児童生徒の摂取データとなっております。つまり、実際に児童生徒が食した分の摂取量が報道されたものでございます。

また「今後も物価高騰は続くと思われ、本年度の栄養素確保も未知数で容易ではない」とのアンケートでの回答は、物価高騰は、食材だけでなく、輸送コストなど、あらゆる方面で上昇するため、離島である本村では、このまま物価が上昇し続けるのであれば、栄養素の確保に苦慮することになるという趣旨であり、現段階では、問題なく提供しております。

よって、基準摂取量に基づき給食の提供を行っておりますが、児童生徒の実際の摂取量については、議員お説のとおり、本村は、県平均を下回っており、残量を減らし、摂取量を確保できるよう、村の学校給食運営委員会や村保健委員会にて原因を洗い出し、改善に向けた様々な取組を行っているところでございます。

今年度は、毎食の組み合わせを工夫したり、食材のカットを小さくし、食べやすく工夫したり、献立の中で人気のあったメニューや食材を積極的に取り入れ、主食の御飯が進むようにするとともに、3学校で村栄養士による巡回指導や食育講話等を実施しております。

今年6月に実施した残量調査では、小学校500.2キロカロリー、中学校723.6キロカロリーと改善は見られ

るもの、摂取基準値を満たしておりませんので、児童生徒が食に关心を持つような期待感を高めるメニューや食材の使用をするなど、健康でたくましい心と体を育む学校給食の充実に引き続き努めてまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

今回の一般質問につきましては、7月18日沖縄タイムスの新聞記事を読まれた村民、保護者からの本村の給食栄養素摂取状況について、心配する声が寄せられてございましたので、質問させていただいております。答弁にもございましたけれども、給食栄養素摂取量については、文科省が定める学校給食接摂取準に基づき、成長期の児童生徒に学校給食で提供するエネルギーや各種栄養素の目標量ですが、沖縄県のエネルギー摂取量は、小中学校とも全国平均より下回っているという状況にあります。教育長も新聞記事を読まれたかと思いますが、新聞に掲載されている市町村別学校給食エネルギー取得状況をみると、伊江村の取得量は、小学校が北部12市町村で2番目に低く、沖縄県では8番目に低い状況となっております。中学校は、北部で一番低く、沖縄県でも3番目に低い調査結果となっております。この指標を客観的にみて、教育長はどのように感じられたのか。どのように受け止められたのか、お伺いしたいと思います。簡潔にお答えいただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 比嘉 悟君。

○ 教育長 比 嘉 悟 君

私もこの新聞報道を見たときに、大変ショックを受けました。その際に、給食センターの所長とも話し合いを持ち、それからこれまでのこのデータ自体は令和5年度ですので、その後、前教育長の時代にこの話が確認されて、先ほど答弁でも申し上げたとおり危機感を持って、食育指導とか、学校と協力しながら子どもたちの残量を減らすような努力をしてきたと伺っていますし、本年度もそういう努力を続けています。先ほど報告したとおり、改善のほうは見られる傾向にありますので、今後もこういった努力を惜しまず、やはり子ども達の体をつくるのは給食、大事な部分を示していますので、引き続き栄養摂取量について、注目しながら取組を継続してまいりたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

今、答弁でもございましたけれども、報道以降に状況は好転して、基準値を満たした給食を提供できているということで安心してございますが、先ほどの答弁の中で、中学校の摂取カロリーが723.6キロカロリーということで、大変改善されております。それと小学校につきましても500.2キロカロリーに改善されておりますけれども、この数値ですと、まだ北部地域では2番目に低いというような数値でございますので、これからもその数値の向上に向けては取り組んでいただきたいと思っております。

また、今年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しまして、給食費を中学校が4,500円から6,400円に42%値上げ、小学校は3,800円から6,000円に58%の値上げ、幼稚園は3,000円から5,800円に93%値上げと大幅に増額改定されております。県内の給食費で4番目に高い給食費となっておりまして、学校給食費の材料費の充実が図られたことは評価するものであります。

先ほどの答弁でもございましたけれども、現段階では予算確保も十分に確保されているというようなことでしたけれども、離島がゆえに、材料費の輸送コストや物価高騰の余波により、給食栄養素の確保に影響を

及ぼす状況になり、現行の給食費では栄養価を満たした給食の提供が難しいのであれば、必要な予算額を躊躇なく確保することが重要かと思っておりますけれども、その場合の予算措置については、迅速に対応できるということで理解してよろしいわけですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時31分)

再開します。

(再開時刻11時33分)

教育長 比嘉 悟君。

○ 教育長 比 嘉 悟 君

先ほど答弁したとおり、今現在は予算内でしっかりと栄養素量を確保されているということでございますが、今後物価高騰等いろんな状況の中で、予算的に厳しいという状況が起きたら、速やかに予算措置等について検討をしっかりとして、まず子ども達の食をしっかりと守るという方針でやっていきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

今後におきましても、必要予算の確保については鋭意取組んでいただきたいと思います。次に学校給食の栄養摂取量は、1日の必要な栄養素の3分の1を給食で賄うというのが基本となってございます。特に、家庭の食事で不足がちな栄養素については、目標量を高めに設定していくことも重要であります。答弁で国の中の栄養素基準に沿った給食を提供しているが、残食により栄養素の摂取量が低くなっているということでございましたけれども、残食が増えれば補足率が低減されることになり栄養素摂取量が低下することになります。食べ残しの原因については、給食の量が多過ぎることや時間が短かすぎること。子ども達の好き嫌いなどが挙げられますが、残量調査での残食の要因については、どのように分析されているのか。それと各学校の残食率と1か月あたりの残食量は幾らになるのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

摂取基準に満たない原因かと思いますけれども、基本としましては、麺類とか、甘いパン類、また揚げ物などが、児童生徒は好まれておりますし、ほとんど残すことはないんですけども、野菜炒めとか、煮物、根菜、また小魚とか味噌汁、たまごスープなどは嫌いなメニューのような感じで、毎回残量が増えてきているということで伺っております。国の実施する残量調査についてなんですかけれども、混ざるメニュー、例えばカレーなどは御飯とカレーが別々で搬入されてきます。それを食べるときには御飯とカレーを混ぜて、基本食べますよね。その混ざるものは正確な計量、計測ができないということで残量調査の計算には反映されていないということがございます。このようなメニューは、ほかにもラーメンとか、沖縄そば、うどんとか、マーボー豆腐、牛丼、ハヤシライスなど、これらはほとんどが児童生徒が好むメニューとなっています。ですから給食センターとしましては、その残量調査には表れませんけれども、その人気メニューのカレーなどに嫌いな野菜など、小さく刻んでそれを入れたりして、栄養素が摂取できるような、そんな工夫をしておりますので、この残量調査の内容よりは数値が上がるのではないかということで、こちらとしても推測しているところでございます。

そして御質問の、毎日の残量調査というのは、こちらのほうは実施しておりません。また毎月というのも実施しておりませんで、コロナ禍前には、県のほうから依頼があって、毎年実施をしていたという経緯がございますが、コロナ禍後は2年に1回、残量調査が来るということで、そのときに計量等をしているという

のが現状でございます。ただほかのところと比較しまして、伊江村独自かもしれませんけれども、栄養士のほうが各クラスを回って、その残量について、目視ではあります、それをしっかりとして、どのようなものが残るのか。食べられているのか、食べられているものに何を混ぜたら栄養素が足りるのかというのを見ながら、また一緒に給食を取ったりしながら、ヒアリング等も少ししながら、そういうことで工夫をして残量を減らすような取組をしているところでございます。

○ 議長 渡久地 政雄君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

分かりました。県の残量調査が以前は、年2回、6月と11月ということを伺っておりますし、近年につきましては2年1回、6月に実施するというのは、残量調査ですが、私が聞きたいのは、学校別の日々の残量です。幾らぐらいの残食量があるということをお聞きしたいです。

○ 議長 渡久地 政雄君

休憩します。

(休憩時刻11時40分)

再開します。

(再開時刻11時40分)

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

残量についての量ということでございますが、この残量調査をしたのが2025年、今年度の6月でよろしいですか。前回の令和5年。大変すみません。今持っている資料が、2025年6月9日に実施して1週間、2025年6月9日から2025年6月13日に実施したものでの残量ということで回答したいと思います。残量の数値は率で、残量率のほうで表示されておりまして、例えば牛乳は伊江小学校の場合、牛乳33%、6月9日です。6月9日同じく麦ごはんが29%で、中華たまごスープが27%、そしてごぼうとナツのサラダが26%、マーボー春雨が26%というふうに残量率で表示されております。10日につきましては、牛乳が24%、クファジューシィが23%、残量の最大残量率で今、申し上げましたが、平均ではございませんでした。再度答弁し直したいと思います。

6日間のまとめでよろしいですか。それでしたら、残量の一番大きなものから、伊江小学校、筑前煮で33%、ボンゴレスパゲッティ29%、中華たまごスープが27%でございます。西小学校におきましては、ボンゴレスパゲッティ30%、中華たまごスープが30%、筑前煮28%でございます。中学校におきましては、筑前煮22%、ボンゴレスパゲッティ19%、ポークビーンズ19%という順で並んでおります。

○ 議長 渡久地 政雄君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

小学生につきましては、食材につきましては30%ほどの残食があるということで、中学校につきましては20%ほどの残食率があるということですが、これにつきましても、量で分かるのでしたら、量でお答えいただきたいのですが。

○ 議長 渡久地 政雄君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

現在、手持ちの資料でパーセントで全て把握しております、量のほうでは大変申し訳ございませんが、把握していないところでございます。

○ 議長 渡久地 政雄君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

分かりました。残食につきましては、児童生徒の体調でしたり、食欲、味覚と好み、また、家庭食事環境など、要因は多岐にわたるかと思っておりますけれども、その改善に向けて、給食センターの皆さんには献立の味付けや調理方法等の工夫、改善を図り、残食量を少なくするように努めていることは、よく承知してございます。感謝いたします。今後につきましても、栄養バランスを考慮した給食の提供に努めていただきたいと思います。

次に、SDGsの推進の観点から、食品ロスの削減を努めるとともに、調理残渣や食べ残しの堆肥化と肥料化への再利用等が重要であると考えておりますが、現在、残渣はどのように処理をされているのか。お聞きしたいと思います。

○ 議長 渡久地政雄君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長新城米広君

現在の給食の残量につきましては、そのまま給食センターのほうで廃棄として処理をしているところでございます。

○ 議長 渡久地政雄君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

現在は、残渣につきましては、廃棄処分しているということでございますが、それにつきましても、一般ごみとは違うということでございますので、家畜の飼料や農業用堆肥への活用等、今後は検討されたらどうかということを感じております。そういうことで地域循環型社会の構築にも繋がるので、今後ともぜひ再利用につきましては、検討いただきたいと思います。

一番重要なのは、先ほどからあります給食の残食を減らすことあります。子ども達に食の大切さや食の作り手への感謝や環境問題への意識を育む食育等の推進に向けて、今後取り組んでいただきたいと思いますが、教育長として今後どのように取り組んでいくお考えなのか。お伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地政雄君

教育長 比嘉悟君。

○ 教育長 比嘉悟君

御指摘ありがとうございます。まずは給食センター、栄養士を中心に学校と連携しながら、給食そのものの改善に励んでいきたいと思っています。そのためには、子ども達にいかに食が大切か、今食べている食が、いかに自分の体にとって、成長にとって大事かということの学びも大切だと思いますので、引き続きそういう食育の指導も行ってまいりたいと思います。

そして今、PTA連合会の皆さんがあんどの日を制定しながら、食育についての学びを深めているところであります。やはり家庭での食生活、偏りのない食生活も重要なポイントとなりますので、御家庭とも連携しながら、子ども達の体をつくるこの食について、村を挙げて取り組んでいく必要があるかと思います。今回この御質問を受けて、いい契機に私自身なったと感じていますので、教育委員会としましても、子ども達の栄養素摂取がしっかりとできるような努力をしてまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地政雄君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

平成17年度に食育基本法が制定されまして、その前文において、子ども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためには、何よりも食が重要である。子ども達に対する食育は、心身の成長及び人間形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育む基礎となるものと制定されております。子どもに対する食育を重視しているということでございます。

教育委員会、給食センター、学校は連携して、食育を推進するための重要な役割を担っております。それぞれが持つ専門性と機能を活かして、子ども達の健康的な食習慣を身につけられるよう取り組んでいただけることをお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで3番 宮城弘和議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時50分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番 並里晴男議員の登壇を許します。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

私は、1. 伊江島ヨットレースを村の観光イベントに。

去った8月23日土曜日に、宜野湾マリーナ沖合から伊江島間での第12回伊江島ヨットレースが開催されました。このレースは、J S A F 外洋沖縄が主催し伊江村役場も後援に賛同いただきました。

当日の気象は、無風でヨットレースに不向きな気象条件でありましたが、9艇のヨットが参加し、レース終了後の交流会には、ヨット乗員約70名と村からは、伊江島観光協会関係者と村長も参加いただき、乗員の親睦と交流を深め、翌日はラム酒をはじめ島の特産品を多く購入していただき、関係者からも好評がありました。

県内のヨットレースでは、座間味ヨットレースが最も大きな大会で、今年6月に第48回大会が開催され参加艇が58艇、交流会にはヨットの乗員約430名と村内関係者が集い親睦と交流を図り、村の地域経済と観光振興に大きく寄与したと聞きました。

ヨットレース開催の意義は、マリンレジャーの普及・啓発と海洋思想の継承を図るとともに、参加者の親睦と村民の交流を深め、観光客の誘客を推進し、観光振興、地域経済の効果に寄与するイベントと考えます。

つきましては、開催時期などの課題等もありますが、観光誘致も地域経済の効果に寄与する伊江島ヨットレース大会を、村の伊江島一周マラソン、ゆり祭りなどに続く観光イベントとして、村も共催する考えはないか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

並里晴男議員の「伊江島ヨットレースを村の観光イベントに」ということの御質問にお答えいたします。

議員お説のとおり、8月23日には第12回の伊江島ヨットレースが開催されました。これまでには、村内にある事業所が、ヨットレースの受入れを行っておりましたが、今回はJ S A F (ジェイサフ) 外洋沖縄が主催して、村内の関係者や伊江島観光協会の協力を得て、交流会の準備を進めることができます。

県内のヨットレースにおきましては、座間味のヨットレースが昭和62年から開催され、今年は北谷町も第1回北谷フィッシャリーナヨットレースを5月17日に開催がされております。ヨットレースは、マリンレジャーの普及促進や村民との交流をはじめ、観光誘致と地域経済への貢献など多岐にわたる重要な意義を有

していると認識しております。

御質問の伊江島ヨットレースの共催につきましては、今後、主催者側と村内の実行委員会の組織体制などを検討していく中で、県内のヨットレースの状況把握に努めながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

答弁にもありますが、伊江島ヨットレースは、以前のレースにつきましては、村内にある事業所が開催をやっていましたが、そのときには事業者におきましては、村あるいは観光協会、商工会、そういう関係団体と連携を共にしていることではなくて、事業者が主体となっていたために、やはり多くの村民の周知も分からぬ状況がありました。今回、先ほど質問したとおり、村も後援に入っていただいて、その交流会が盛んにしていただけたお陰で、この観光協会の関係者の皆さんも非常に喜んでいた状況があります。そのようなことの中で、観光協会の皆さんともいろいろなことを話し合った中で、次年度も開催することによって、村の地域経済にも大きく貢献することだと話し合ってきたことで、一般質問をしたことになります。次年度の時期につきましてのことですが、私の一般質問で課題について取り上げました。まずは観光イベントとしての時期、それから今回は9艇でしたが、今後仮に20艇から30艇近くになると、停泊する場所とかの課題もあるかと思います。そういうことで一番大事なことは、次期開催が心配ですが、そこら辺の課題について、今現在の段階でいいですから、課題について行政として考えているございましたら御答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

今回は8月23日に開催されましたが、これまでずっと8月に開催されている経緯がございます。村としましては、4月はゆり祭り、マラソンがございますし、村のイベントは4月、5月が大きなイベントが続きますが、ヨットレース大会も今、座間味村が6月、北谷町が5月に開催されると思いますので、今回のように8月、イベントがない時期に打ち出してもいいのかと思ったりもしますが、台風シーズンでもございますし、その辺の時期に関してもまた関係団体とも調整して、適切な時期等々についても調整を図っていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

開催時期につきまして、課長が答弁されたとおり8月だと、台風シーズンで去年も中止にしたことがありますから、時期についていろいろと検討することだと思います。そしてJ S A Fの事務局にお聞きしましたら、県内のヨットレースの次年度の計画、その計画はもう12月頃には、全国にヨットレースがありますということを発信していきたいというようなこともお聞きしました。それで12月までに伊江村も次年度の計画ができるのかどうか。そこら辺は、答弁にも書いてあるとおり、主催者側と検討していくと答弁されておりますので、ぜひJ S A Fの事務局は、伊江村に来村していろいろとそういうことを一緒に協議したいということをお聞きしていますが、来たときにはその対応について、もしよろしければ御答弁お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

今、並里議員から12月までには、日程時期を決めて、そのヨットの関係者に周知・発信したいということのお話もございましたので、今回またJ S A Fの関係者の方、そして今回やつていただきました観光協会の皆さんとも、また調整して適切な時期を調整していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

J S A Fの協議員の方とお話をした際に、座間味ヨットレースの実施要項をお借りしてきました。実行委員会を立ち上げるということで答弁にもありますが、ヨットレースの実行委員会には、座間味村の商工会、役場、そして観光協会というような、それとJ S A Fの代表、そういったもので実行委員会を立ち上げています。そしていろんな共催については、いろんなマスコミ報道等も共催に入っています。それから企業協賛の7企業あたりが協賛されています。運営につきましては、主催者側がヨット運営はやるわけですので、村の対応とするのは、交流会が主な対応でございまして、村のイベントとかも十分されていますが、その交流会の参加費が、座間味ヨットレースでは、参加費が6,000円、そしてその6,000円の中にはTシャツなども含まれた6,000円になっています。それでいろんなその他のことも運営費はかかると思いますが、先ほど言つたように約400万円程度のうち240万円ぐらいは参加費、そしてその他、村のほうと企業からの協賛で持って運営をしている状況であります。それで先ほど、座間味ヨットレースは58艇の参加でありますので、かなり大きな大会となっています。仮に計画されるなら、そこまでにはいかないと思いますが半分程度の参加になるのかと思いますが、そのようなことを踏まえましても、村のほうの運営費というのは、それほど予算的にかからないのではないかと思います。財政的なこともありますが、答弁でまず主催者側と実行委員会の組織体制を検討していく、県のヨットレースの状況把握に努めながら前向きに検討してまいりますとあります、次年度の計画につきましては、検討ではなくて、実施していく方向で「検討していく」という答弁をいただきたいと思いますが、そこら辺の次年度についての見込みをお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

これまで村民にもなかなか認知されていなかったというヨットレースもございましたし、今回はこういった形で関係者集めて、盛り上げていこうということになって今回、懇親会もうまくいったかと思っております。まず村民の方々にも認知、周知をして、こういったヨットレースがあるということを分かっていきながら、また来年どういった形で大会を盛り上げていくかというふうに、年内で計画をして、どういった形でまた参加者にどういったことがまたできるかということを考え、関係者と話し合っていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

先ほど、J S A Fの方々も早急に伊江村に来て、村の関係者と協議したいということを申し上げましたが、やはり次年度計画するに当たっても、先ほど少し触れましたが財政的なこともあります。それほど財政的にはそれほど大きな負担にはならないのではないかと考えますが、しかし今、商工観光課長がおっしゃったように、村民の周知そういったところとか、その関係者の方々は、ぜひ先ほどヨットレースの交流の中で、村民や子ども達にもヨットの乗船をしていただいて、マリンレジャーにも興味を持っていただくということも

お話をされていましたので、ぜひいい機会になるかと思います。次年度の行事は、先ほども申し上げていましたが、10月に意見交換してからの話になると思いますが、そこら辺で財政的な話もありますし、村長の御意見をお伺いして一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほどから、様々な御意見についても、うちの担当課長からも報告、回答をしていますけれども、初めて私もこの12回まで、全くその様子が分からなかったということについて、先ほどの並里議員からあったように、行政が関わる余地はなかったということもありましたので、分からなかったということです。周囲を海に囲まれて、そういった海洋スポーツの普及などもB&G海洋センターも含めて、これまでやってきたことなんですけれども、なかなかそういった事業が組めなかったということもあって、まずは今回飛び込みで私のところに来て、こういった話もありました。今回、いろんな文書のやり取りとか云々は全く抜きにして、まずはやってみようというところについてということでのスタートだったと思っていますので、先ほどから答弁しているように、まずはもう一回、J SAFのほうとしっかりと話し合いをして、実際に今回の実施したわけなんですけれども、私たちもできることはやりましたということを、先ほど申し上げましたが、予算的なことはどうだったのかとか、あるいはやはり海なので危険が伴います。そういった責任の度合いとか、主催者側との責任の度合いであります。そういうところなどとの確認とか全ての面で、受入れの主体はどこがやるんですか。伊江村の全てのイベントは行政が主導的になっているということで、非常に職員の仕事が多いこともありますので、できる限り観光協会の会長とは既にこの件については、個人的にも話をさせていただいています。観光協会が主催してもいいというところまできていますので、まずは村としてどの程度関わるかというところについても、先ほどからありますようにこのJ SAFの事務局の方としっかりと、伊江村でのヨットレースの在り方を、そして他の座間味村とか北谷町とかの差別化をどのように図るか等含めて、調整をしていきながら関わり方をしっかりとやっていきたいと思います。

私、交流会に参加させてもらいました。県外から4艇来ていました。福岡県からいろいろなところから来ていて、実際にレースに参加しなかったんだけれども、飛行機に乗ってフェリーで乗ってきて、そしてこの皆さんの条件は、必ず船で宿泊するのかと思ったらそうじゃないんです。民宿に泊まってくれるんです。そういった面だけ考えると非常に役員も何もいらない。海の上で役員するわけではないですから、そんなに難儀でもないし、しかしながらこのヨットに乗っているさんは非常にこの地元というか、「伊江島に来てよかったです」と、民宿にも泊まってそして明日また2泊、3泊ぐらいされる方もいるという話も聞いたんですけども、非常に経済効果が高いということもあって、まずは船に泊まらずに民宿に泊まってしっかりと、その時に私はその席上にラム酒を2本紹介を出したんですが、非常に喜んでいただいて、翌日「たくさん買って帰りたい」という話もありましたし、いろんな面で経済効果が高いということと、非常にいい行事だと思っていますので、先ほどから答弁しますように、前向きにしっかりと。8月は今回実はゴールできていないんです。1艇だけしかゴールできていないということで、風の関係もあるので本当に、8月、9月ぐらいが一番いいんじゃないかという話もありましたが、その他の時期も調整をしながらやっていったほうがいいのかと思っていますし、まず行政がやるべきことと、あるいは観光協会、そして民間の方々の力を借りながら、どの程度の組織ができるかを含めて一緒にになって検討していきながら、この件についてはぜひ、村長としてもイベントとして定着できるように努力していきたいと思っていますので、今後とも御協力をお願いしまして答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並里晴男議員

村長の答弁を伺いまして、やはりレースにつきましては、いろんな事故そういうことも懸念されます。それもしっかりと運営の主催をするJSASFといろんなことも協議していただいて、先ほど村長からあったように、全国から来る可能性もあるイベントでありますので、ぜひ次年度できることを期待しまして一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地政雄君

これで6番 並里晴男議員の一般質問を終わります。

次に、11番 内間広樹議員の登壇を許します。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内間広樹議員

通告に基づき一般質問を行います。

1点目に、村広報誌「イーハッチャー」印刷請負業務業者選定についてであります。

行政広報誌は、行政の施策や活動内容を分かりやすく伝えることを目的に発行され、村民とのコミュニケーションツールとして広く定着しているとの認識であります。

誌面の一部には、村民のスポーツや文化活動の活躍状況など、住民参加型の誌面づくりの工夫も見られ、手に取り分かりやすく、伝わりやすい広報誌として親しまれるよう、今後とも期待しているところであります。

印刷請負業務業者選定については、前回契約より、企画提案型「プロポーザル」方式を用いたとの説明がありました。参入希望業者間の、公正・公平な選定方法だと私は思いますが、今年度が3年契約の最終年度になり下記について伺います。

1. 次年度以降も、印刷請負業務業者選定については、企画提案型「プロポーザル」方式との認識でいいか。

2. 今後も、複数年契約とするか。

3. 選定委員の構成に各課長も構成してはどうか。

2点目に、合宿施設確保についてであります。

平成28年4月より多目的屋内運動場が供用開始、令和元年5月に野球場が全面供用開始、令和4年4月より総合体育館が供用開始され、村民の健康保持、増進や競技スポーツの技術向上に活用されているところであります。

施設整備計画の目的の一つに、村外からのスポーツ合宿誘致により、施設の稼働率向上や村経済への波及効果も期待されることの計画と記憶しています。

合宿施設については、一時計画（案）が示されたこともありましたが、新型コロナウイルスの影響なども受け自然消滅した感が否めません。スポーツ総合施設をさらに有効利用するために、村外からの利用者受入れに合宿施設確保が必要だと感じるが下記について伺います。

1. 以前、示された合宿施設整備計画はどうなったか。

2. JAおきなわ所有の農民道場を改修し活用できかないか。

○ 議長 渡久地政雄君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

内間広樹議員の1点目、村広報誌「イーハッチャー」印刷請負業務業者選定についてに、お答えいたします。

伊江村広報誌「イーハッチャー」は昭和51年9月の「広報・いえしま」発刊から549号を数え、行政と地域住民をつなげる情報発信ツールとして毎月発行しております。

以前の印刷請負業務といったしましては、毎年度に見積もりを提出していただき、請負印刷会社を決定しておりましたが、広報誌のデザインや品質などの向上、経済性、公平性と透明性が望めることから令和4年度より企画提案型「プロポーザル」方式にて業者選定を行っております。

1つ目の「次年度以降も、印刷請負業務業者選定については、企画提案型「プロポーザル」方式との認識でいいか」にお答えいたします。今年度が3年契約の最終年度となることから、これまで同様に、企画提案型「プロポーザル」方式を実施する予定にしております。

2つ目の、「今後も、複数年契約とするか」について、お答えいたします。印刷物の安定供給、品質の維持、業務の一貫性の構築等の観点を踏まえ、次回の契約も複数年契約を考えております。

3つ目の「選定委員の構成に各課長も構成してはどうか」についてお答えいたします。現在の選定委員は、担当課長のほかに、前任の広報担当者など、知見のあるメンバーで構成しております。また評価は、単にデザイン性のみを重視した選定ではなく、業者の組織体制、提案事由など総合的に評価を行っております。委員の構成については、必要に応じ対応、検討してまいりたいと思います。

続きまして、内間広樹議員の2点目「合宿施設確保について」お答えさせていただきます。

議員お説のとおり、平成28年の多目的屋内運動場を皮切りに、野球場や総合体育館が供用開始され、村民の健康保持、増進や競技力技術向上のみならず県内外からスポーツ団体が合宿で利用していただいております。

1つ目の「以前、示された合宿施設整備計画はどうなったか」についてお答えいたします。

合宿施設については、多目的交流センターとして事業構築に向け検討を行い、国の補助事業などを想定し、事業立案に向け取り組んでまいりました。

しかし事業を推進していく中で、数十億円にも及ぶ大規模な建築費用と多大な運営費用などが課題となる中、追い打ちをかけるようにコロナの襲来が重なり、事業立案が難航している状況がありました。その後も民間の参入なども視野に入れ、事業の検討を行いましたが、進展のない状況であります。

2つ目の「JAおきなわ所有の農民道場を改修し活用できないか」についてお答えいたします。

農民道場は、築40年以上の施設であり、老朽化が顕著に見られ修繕が必要となる箇所があり、早急な活用は困難と思慮いたします。JAおきなわとしても、「現在の施設に費用をかけ利活用する考えはない」との説明を受けております。

スポーツコンベンションの推進に向け、合宿施設の必要性は理解しておりますが、現段階では具体的な計画はございません。今後は、既存の施設や民間施設の有効活用等も含め調査研究してまいりたいと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

1点目の伊江村広報誌「イーハッチャー」についてですが、答弁にもありますように、前回令和4年度に印刷請負業務業者選定設置要綱を整備され、令和5年度版の発刊から対象にしたと。令和5年、令和6年、令和7年、そうですよね。確認です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

令和4年度から実施しておりますが、令和4年度は単年で行いまして、令和5年度から複数年という形になっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

はい、理解しました。以前は印刷請負業者の年度ごとの見積もりを提出していただき、請負業者を選定していると。その後に広報誌のデザインや品質等の向上、経済性、公平性と透明性が望めることからプロポーザル方式にしたということで、次年度以降もそのプロポーザル方式を採用していくという答弁だと理解しています。

2点目の、「今後も複数年契約とするか」についてですが、今回は3年契約ということにしているのですが、複数年契約という答弁、質疑も複数年契約なんですけれども、答弁も複数年契約するとされていますので、何年を想定しているのか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

先ほど、令和4年度単年度行いまして、令和5年度から複数年という形をとっておりますが、令和4年度の反省を生かしまして、令和4年度、単年度で実施しましたが、その際に業者とのやり取りが1年間やってきたものを、また次の年に同じようにプロポーザルをやって、業者が変わると業務の一貫性が、以前の業者ともし変わった場合ですが、変わるとこの一貫性が失われてしまうので、複数年がいいという判断をいたしたところであります。その他にも経済性とかも考慮したことではあります、ちょっと2年ではというところもございますので、同様に3年の複数年契約を予定しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

業務の効率性からして、複数年契約、3年契約にしたと理解しています。

3点目の「課長も委員に構成したらどうか」ということで質疑させていただいているんですけれども、現在の委員は、副村長を委員長として総務課長、それと企画課長、担当職員、前任担当職員の5人で構成されているんですけども、一般的に例外もあるんでしょうけれども、3年に1回の事務作業だと思うんです。そうするとこの選考委員会で携わるのは1回しかないという中で、この選考性が下がるとまでは言わないんだけど、これが継続して選考していく基準が、継続性が持てるのかということもあるし、この発刊される「イーハッチャー」は、各課の記事が横断的に掲載されるので、そういうものも含めて各課長も選考委員に入れたらどうかということでそんなに大変な業務ではないのかと思いますけれども、その辺は皆さんの効率的な運営の仕方で、判断をお任せしたいとは思いますけれども、その表の中にはないんだけれども、知見のあるメンバーという表現をされているなんだけれども、これは前任者のことを伝えているのか思います。

それとこの要綱の中には複数年契約という条文がないので、その辺のこの要綱の整備もしたらどうかと思うんですけどもいかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

すみません、要綱のほうに複数年契約というところが抜けていると、不備があるというところは再度確認

させていただきます。

あと選定委員になりますが、企画課長を含め、前任というところのお話もありましたが、課長の中にも広報担当を歴任した課長がいらっしゃいましたので、その方もひっくるめて選定委員に充てているところもございますので、異動があったとしても前任の課長というところで、回していくのかと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

通告もしているんですけども、参入したい業者が公正、公平に参入できる、チャンスをプロポーザル方式で窓口は設けているので、ぜひこのチャンスをものにしてこの業務を請け負っていただきたいと思うんですが、しっかりとこのプロポーザルの方式と、それと複数年契約にしているこの内容を、この参入される業者にしっかりと説明していただいて、参入に参加していただくというふうにしていただければと思います。選考から漏れたからといって、悔しい思いは分かるんだけど、技術が足りなかつたということで選考から漏れたプロポーザル方式だと思うので、その辺は参入前にしっかりと、参入業者に説明していただければと思い、1点目の質問を終わらさせていただきます。

2点目のこの合宿施設確保についてなんですけれども、2点目の2. 農民道場は、築40年以上になる施設であるというふうに答弁されています。去る、畜産共進会のときに安里支店長にお願いして、施設の中を見せていただけませんかということで、知念邦夫議員と支店長と見させていただきました。躯体側はすごいしっかりとしている。劣化がまるで見られない。窓も二重防音で、当時のそういう基準でつくったんだろうと思うんだけど、とにかく躯体はしっかりとしています。ただ中についてはこの長い間、放置されているので、大分劣化がしてそのまま利用するのは厳しいのかなと思うんですけども、この一般質問の通告を受けてこの施設御覧になりましたか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

農民道場のほうに通告を受けて、中を確認いたしました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

率直に、御覧になった感想をお聞かせください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

率直な意見、中のほうは以前、英語教室か何かで使われていたかと承知しております、その際にリフォームをされていて、寝床というか、寝室の部分に関しては掃除をして使うことができるのかと思いましてが、躯体がしっかりとしているということで、先ほどお話がありました、剥離している部分というのが裏側と前側のひさしの部分が剥離をしているのを確認いたしました。一応、雨漏りの部分ですか。天井の雨漏りの部分も確認いたしました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

軀体の劣化の状況も見られたということだけど、私は使えるんじやないかという期待を込めて見に行つたから、そういうふうに見えたのか。皆さんには厳しいではないかという見方をしたからそう見えたのか。ちょっと私の見方と相違があるんだけど、そう見えたということです。私は「新しい施設をつくったらどうですか」という通告ではありません。今ある施設を何とか使ってできないかということで質問させていただいている。

安里支店長にもお伺いしたら、「これどうするの」とお伺いしたら、「そのままです」と言っていました。本店のほうに問い合わせてもそのままだと、利活用もできない取り壊すこともできないと「このままです」ということでした。あの場所にあのまま、何年もそのまま放置するのは、いかがなものなのかなということもあるので、元宿泊の交流施設として使っていたところなので、やはり宿泊施設として使うには、さっきも軀体の話をしましたけれども、場所的にはちょっと異論のある方もいらっしゃるのかもしれませんけれども、建物自体はまだ使えるのではないかと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時11分)

再開します。

(再開時刻14時16分)

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

伊江村はスポーツコンベンションを推進するということで、屋内体育施設、野球場、それと体育館を整備されてきています。スポーツ合宿の誘致もその中の一つだと思うので、できれば新しい施設があればいいのかと思いますけれども、そんなことは申しません。今ある既存の施設、あるいは今ある施設を工夫をして、こういう30人、40人の予算の少ない団体が来たときに対応ができる施設を有効利用していかなければと思います。最後に村長から一言、お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

今回の質問のスポーツ合宿施設、以前村が多目的交流施設ということで検討したことについても、北部振興事業等でチャレンジもしましたが、なかなか採択にされなかったということもあるんですが、まずは現状、多くの子ども達が土日、あるいは連休を活用して合宿に来ていることについては承知しておりますし、多くの皆さんのが何かの形で、この合宿施設があれば安価でもって活用できることもありますけれども、まずは今回、御質問にありますようにますます、本村のこの多目的屋内運動場を含めたスポーツの、野球場を含めた総合運動公園が多くの方々に活用できるためには、それをしていくためには、村外からのスポーツ合宿誘致あたりも積極的に行っていくためにも、やはりそういった既存の施設を活用できるような方法を今後とも検討していきたいと考えておりますし、休憩中にありました、そういった備品とかについては、前向きに検討していきたいと。例えば川平公民館だと寝袋があるんです。寝袋だと中に入らなくても、夏だと敷物に敷いて使えるということもあって、また冬になるとその中に入つて寒さをしのげるということもありますが、そういった形とか、いろんな面でスポーツ合宿を誘致するために、行政としてできることはしっかりと検討していきたいと思っていますので、先ほどの備品の云々とか休憩中にありました件についても検討していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで11番 内間広樹議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時20分)

再開します。

(再開時刻14時20分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

進行します。日程第6 報告第12号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

報告第12号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、提案理由を申し上げます。

令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書につきましては、7月25日に開催されました同公社の理事会において承認されております。令和6年度の事業報告書、決算報告書を地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告提出するものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第12号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 報告第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

報告第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御報告を申し上げます。

令和6年度決算に基づき算定いたしました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会へ報告するものでございます。

ページを開けていただきまして、最初に財政健全化判断比率における、財政の健全化を判断するための4つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに将来負担比率については、それぞれ「- (ハイフン)」となっており、いずれも早期健全化基準より大きく下回っており、良好な状態であることを示しております。

実質公債費比率につきましては、昨年度より0.4ポイント増の5.5%となっておりますが、これにつきましても、早期健全化基準の25%に比較しまして、極めて低い良好な状態を示しております。

次に、資金不足比率、下の表につきましても、伊江村水道事業会計、伊江村船舶運航事業会計、いずれも「- (ハイフン)」の表記となっており、赤字がないことを示しております。なお、別紙として、伊江村財政健全化審査意見書、並びに水道事業会計、そして船舶運航事業会計の経営健全化審査意見書も併せて添付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。以上で報告第13号の報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第13号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 議案第62号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第62号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されたことに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について措置を講じるため、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、総務課長から説明させますので、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第62号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表を基に御説明いたします。

新旧対照表、まず3ページをお開きください。3ページの第3条の6を第3条の7に、条文を繰り下げます。

次に、新旧対照表2ページをお願いします。2ページの第3条の5の見出し中「、父母、子、配偶者の父母」を削り、「職員」の次に「等」を加え、同条第1項中、「、父母、子、配偶者の父母」を削り、「申告、請求又は申し出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第3条の6とし、すみません1ページをお願いします。新旧対照表1ページの第3条の4の次に次の1条を加えます。

第3条の5、第1項では、伊江村職員の育児休業等に関する条例第22条で定めている当該職員又はその配偶者が妊娠した場合、当該職員に対して育児休業に関する制度を知らせるとともに、その意向を確認するための面談、その他の措置を講じなければならないと定めており、その講じる措置について各号にて定めております。

1号では、申出職員の仕事と育児との両立に資する制度等を知らせるための措置。2号では、制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置。3号では、子や家庭の状況により両立が困難となる場合もあるため、離職を防ぐ観点から勤務時間帯等などの意向を確認するための措置を定めています。

第2項では、第1項と同様の措置の義務づけを3歳に満たない子を養育する職員に対しても任命権者に対して、義務づけることが示されております。

1号では、対象職員へ仕事と育児の両立を進めるための柔軟な働き方を実現するための制度等を知らせるための措置。対照表2ページをお願いします。2号では、制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置。3号では、第1項の3号と同様、離職を防ぐ観点から意向を確認するための措置となっております。第3項では、任命権者は、離職を防ぐ観点から、意向を確認した申出職員並びに対象職員に対して、その意向への配慮をしなければならないと定めています。

3ページをお願いいたします。なお、附則といたしまして、第1項では、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行すると定め、第2項、任命権者はこの条例の施行の日前においても、この条例による改正後の伊江村職員の休日及び休暇に関する条例第3条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなすと定めます。その理由といたしまして、

条例の施行日前に3歳に満たない子を養育する職員に対して、周知する期間を確保するための経過措置が必要であるからでございます。

以上で、議案第62号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第62号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 議案第63号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第63号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部が改正されたことに伴い、部分休業を拡充する措置を講じるため、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、総務課長から説明させますので、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第63号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表と、先にお配りしております資料も併せてご確認をお願いします。

まず配布した資料を御覧ください。本改正の概要といたしましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充するものとなっております。改正内容といたしまして、これまでの1日につき2時間を超えない範囲で勤務しない時間、つまり1日2時間休業することを、第1号部分休業とし、それに加えて1年につき10日相当を超えない範囲での取得ができる。第2号部分休業が追加されました。職員は、事前申請により1年度内でどちらかを選択し、承認を得ることができ、特別な理由が

ある場合においては、変更も可能となります。給与の取り扱いについては、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第5項により、勤務していない1時間ごとに1時間当たりの給与額を減給し支給することになります。

それでは新旧対照表を用いて御説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いします。第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改めます。法律改正によりまして、条項の繰り下げ、新たな条文の追加及び文言改正となっております。

次に、第19条見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、第19条第1項中、「部分休業（育児休業法第19条第1号に規定する部分休業をいう。以下同じ）の承認は、正規の勤務時間（会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、」に改めます。

次に、第19条第2項並びに第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改めます。

2ページをお願いします。新設となる第19条の2では、第2号部分休業の承認を示しており、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する。つまり1年につき10日間の部分休業を選択した場合は、1時間単位での申請と定め、ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができるとなります。

第1号では、勤務時間である7時間45分、全ての請求を行う場合を定め、第2号では残っている時間数に1時間未満の時間があり、残時間全ての請求を行う場合については、1時間単位以下でも承認すると定めています。

3ページをお願いします。新設の第19条の3では、部分休業の請求する1年の期間を定め、同じく新設の第19条の4では、2号部分休業、1年に10日、部分休業の時間を明記し、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間数に10を乗じた時間と定めております。同じく新設の第19条の項では、1号部分休業と2号部分休業の変更について、任命権者が認める事情であれば可能であると定めています。次に、第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改めます。

4ページお願いします。第21条を、育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。と第21条の全部を改正いたします。

なお、附則といたしまして、第1項では、令和7年10月1日から施行すると定め、第2項では、経過措置として、この条例の施行日の10月1日から令和8年3月31日までの半年間に、部分休業の承認の請求をする場合は、改正後の第19条の4の規定、つまり非常勤職員以外の職員は「38時間45分」、非常勤職員は「10」を「5」それぞれ部分休業時間を半分にすると定めます。

以上で、議案第63号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第63号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10 議案第68号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第68号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

県内外における宿泊施設の宿泊料が高騰しており、現行の規定を見直すため、地方自治法第96条第1項の規定により、本条例改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第68号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。新旧対照表をお開きください。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。この改正は、農業委員会等に関する法律が一部改正されており、条ずれを整備するものでございます。

第3条及び別表につきましては、令和7年3月定例会におきまして、職員や議員をはじめとする旅費の条例改正を行いましたが、証人等の費用弁償に関する本条例につきましても、同様に改正すべきでございましたが失念してしまいまして、今議会での上程となっております。おわびを申し上げます。

それでは御説明を申し上げます。第3条に次のただし書きを加えます。ただし、別表に規定する定額を超える宿泊料で宿泊せざるを得ない場合は、その定額を超えた実費分を支給することができる。

続きまして、別表中、鉄道運賃及び船賃の項中、「県外」を「宿泊料」に、「本島地域」を「本島・慶良間諸島」に、「先島及び久米島地域」を「宮古・八重山諸島及び大東諸島」に、次に1等実費の項中、「7,000円」を「8,500円」に、「1万円」を「1万1,000円」に、「1万6,000円」を「1万8,000円」に改めます。次に、別表に備考欄を設けまして、久米島地域については、宮古・八重山諸島及び大東諸島の宿泊料を適用する。と規定します。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第68号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第68号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第68号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻14時45分)